付 属 資 料

1. 行橋市男女共同参画を推進する条例

平成 15年 12月 24日条例第 15号

行橋市男女共同参画を推進する条例

目次

前文

- 第1章 総則(第1条~第8条)
- 第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策 (第9条~第22条)
- 第3章 男女共同参画苦情処理委員 (第23条~第27条)
- 第4章 行橋市男女共同参画審議会(第28条)
- 第5章 雑則 (第29条)

附則

前文

わたしたちの憲法は、個人の尊重と法の下の平等を定め、また国は、男女平等に向けた様々な施策を、国際社会の取り組みとも連動させながら進めてきました。平成11年には、男女共同参画社会基本法が制定されました。そこでは、すべての個人が性別にかかわりなく、互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現を、「21世紀の我が国社会を決定する最重要課題」と位置づけています。

男女共同参画とは、単なる「参加」ではなく、政治的、経済的、社会的及び文化的など社会のあらゆる意思決定の場において、男女が自らの意思と責任を意識し、積極的に取り組むことを意味しています。

行橋市は、男女共同参画プランを策定し、男女平等社会の実現をめざして様々な取り組みを進めてきました。しかし、男女の役割を性別によって固定的にとらえる考え方や習慣が、依然としてあらゆる分野に根強く残っています。このような状況から、男女を問わず一人ひとりが自立した人間として個性や自主性を尊重される社会を築くため、男女が社会のあらゆる分野に対等に参画し、共に支え合う社会を形成することが緊急かつ重要な課題となっています。

ここに行橋市は、男女共同参画の推進についての基本理念を明らかにし、男女共同 参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進して、真の「男女共同参画社会・行橋市」 の早期実現をめざすことを決意し、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女の人権が尊重され、性別に関わりなく、その個性と能力が

充分に発揮できる男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、市、市民及び 事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策について 基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的 に推進することを目的とする。

(定義)

- **第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 男女共同参画 男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
 - (2) 積極的格差是正措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を是正するため 必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
 - (3) 市民 市内に住所を有する者、勤務する者又は在学する者をいう。
 - (4) 事業者 営利又は非営利を問わず、市内において事業を行う個人、法人及び自治会・各種団体をいう。
 - (5) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により相手方に不利益を与え、又は その生活環境を害することをいう。
 - (6) ドメスティック・バイオレンス (DV) 配偶者等の男女間における精神的、 経済的、身体的又は言語的な暴力及び虐待をいう。

(基本理念)

- **第3条** 市、市民、及び事業者は、次の各号に掲げる事項を基本理念として、男女共同参画社会の形成のため積極的に取り組まなければならない。
 - (1) 男女が性別により差別的な取り扱いを受けることなく、一人の人間として個性や能力を十分に発揮する機会が確保されるとともに、人権が尊重されること。
 - (2) 「男は仕事、女は家庭」といった、男女の固定的な役割分担意識に基づく制度及び慣行をなくすように努めること。
 - (3) 男女が社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野における方針の立案及び決定に対等に参画する機会が確保されること。
 - (4) 教育の果たす重要性にかんがみ、学校教育をはじめとするあらゆる分野の教育 の場において、男女共同参画を実現するための配慮がなされること。
 - (5) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援によって、家族の一員としての役割を円滑に果たし、家庭生活が、働くこと、学校に通うこと、地域活動をす

ることなどと両立できるよう配慮されること。

- (6) 男女共同参画は、男女が互いの性についての理解を深め、双方の意思が尊重されることにより、良好な環境の下に、安全な妊娠又は出産ができるようにすること及び生涯にわたり健康な生活を営むことができるようにすることを基本として、 推進されること。
- (7) 男女共同参画の推進には、少子高齢化の諸問題及び特質を踏まえた配慮がなされること。
- (8) 男女共同参画社会の形成の推進が、国際社会における取り組みと密接な関係を有していることにも配慮されること。

(市の責務)

- 第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)に基づき、男女 共同参画社会の形成の推進に関する施策(積極的格差是正措置を含む。以下同じ。) を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。
- 2 市は、市民及び事業者が男女共同参画の推進に理解を深めることができるよう情報の提供を行うとともに、国、県その他の地方公共団体、市民及び事業者と相互に連携し、協力するよう努めなければならない。

(市民の責務)

- **第5条** 市民は、基本理念に基づき、男女共同参画社会の実現に向け理解を深め、あらゆる分野において、自ら積極的に参画するよう努めなければならない。
- 2 市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。
- 3 市民は、男女差別、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレン ス等に対して勇気をもって訴え、弱者が泣き寝入りすることなくその根絶に向けて 行動するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

- **第6条** 事業者は、基本理念に基づき、積極的格差是正措置等により、男女が、職場における活動に対等に参画する機会を確保するよう努めるとともに、職業生活と家庭生活とを両立して行うことができる職場環境を整備するよう努めなければならない。
- 2 事業者は、基本理念に対する理解を深め、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和47年法律第113号)及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)を遵守するとともに、その事業活動に関し、男女共同参画の推進に努めなければならない。

- 3 事業者は、市が行う男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。
- 4 事業者が、市と工事請負等の契約を希望し、業者登録をする場合、市は男女共同 参画の推進状況について報告を求めることができる。

(人権侵害行為の禁止)

第7条 すべての人は、性別による差別的取り扱い、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンス、その他男女間において相手方に身体的又は精神的 苦痛を与える行為が人権を侵害する行為であることを認識し、これを行ってはならない。

(公衆に表示する情報に関する留意)

第8条 すべての人は、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担、 セクシュアル・ハラスメント等を助長又は連想させる表現を行ってはならない。

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

- 第9条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。
- 2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定める。
 - (1) 総合的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱
 - (2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市長は、男女共同参画基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、行橋市男女 共同参画審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 市長は、男女共同参画基本計画を定めたときは、これを公表しなければならない。
- 5 市長は、社会の情勢の変化等に対応するため、必要に応じて男女共同参画基本計画の見直しを図らなければならない。
- 6 第3項及び第4項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。 (施策の策定等に当たっての配慮)
- 第10条 市は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、 及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。
- 2 市は、あらゆる分野における活動において、男女間に参画する機会の格差が生じている場合、市民及び事業者と協力し、積極的格差是正措置等の改善措置を講ずるよう努めなければならない。

(政策決定過程への女性の参画促進)

第11条 市は、政策の決定過程への女性の参画を高めるため、市の審議会等の委員 選出に当たっては、男女いずれか一方の委員の数が委員の総数の十分の四未満とな らないよう努めなければならない。

(就業における模範的措置)

- **第12条** 市は、就業の場における男女共同参画推進の模範を示すため、次の各号を 旨とした施策を講ずるよう努めなければならない。
 - (1) 女性職員の比率を高め、職域の拡大を図るとともに、能力開発等により管理職等への女性の登用率を高めるための施策
 - (2) 職員が、育児、介護等の家族的責任を果たすことを支援する制度を、性別にかかわりなく活用できる環境づくり
 - (3) 男女共同参画についての積極的な職員研修

(市民の理解を深めるための措置)

- 第13条 市は、市民が男女共同参画についての関心と理解を深めることができるように、必要な教育及び学習の機会を提供する。
- 2 市は、広報活動等を通じて、基本理念に関する市民及び事業者の理解を深めるよ う適切な措置を講ずる。
- 3 市は、基本理念に関する市民の理解を深めるため、幼児教育(保育園、幼稚園)、 学校教育(小学校、中学校)、社会教育、その他の教育活動にかかわる者に対して 適切な支援を行う。

(家庭、職域及び地域における活動への支援)

第14条 市は、男女が固定的な性別役割にとらわれない対等な関係により、家庭、 職域及び地域のあらゆる分野における活動の機会に平等に参画できるよう、必要な 支援を行う。

(家庭生活に関する措置)

第15条 市は、家族を構成する男女が、性別に関わりなく、育児、介護その他の家庭における役割を協力して担うことができるように、情報提供その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(農林水産業及び自営商工業分野における推進)

第16条 市は、農林水産業及び自営の商工業の分野において、方針の立案及び決定 の場に男女が対等な構成員として参画する機会を確保するため、必要な環境整備を 行うよう努めなければならない。

(男女共同参画の日・月間)

第17条 市は、市民及び事業者が男女共同参画について広く理解を深め、男女共同

参画に関する取り組みへの意欲を高めるため、男女共同参画の日及び推進月間を設ける。

- 2 男女共同参画の日は6月第3土曜日とし、6月を推進月間とする。
- 3 市長は、男女共同参画の日に、男女共同参画に関して著しく功績のあったものを 表彰することができる。

(調査研究)

第18条 市は、男女共同参画社会の形成に関し、必要な調査研究を行う。

第19条 市は、男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な措置を 図るため、海外の諸地域との情報交換その他の適切な措置を講ずるよう努めなけれ

(推進体制の整備)

ばならない。

(国際的な協力のための措置)

第20条 市は、市民及び事業者とのパートナーシップによる実践、交流、研修及び 啓発を進めるための体制の整備に努めるとともに、市民及び民間の団体による男女 共同参画社会の形成に関する取り組みの拠点となる施設を設置する。

(財政上等の措置)

第21条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するため必要な法制上及び 財政上の措置等を講じなければならない。

(年次報告)

第22条 市長は、毎年、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況等を明らかに する報告書を作成し、公表しなければならない。

第3章 男女共同参画苦情処理委員

(苦情の処理)

- 第23条 市長は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情、又は男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権が侵害された場合の事案について、市民(及び事業者)からの申出を適切かつ迅速に処理するため、男女共同参画苦情処理委員(以下「苦情処理委員」という。)を置く。
- 2 市民(及び事業者)は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策若しくは 男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について苦情がある場合、又 は男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権を侵害された場合には、規則で 定める手続により苦情処理委員に申し出ることができる。

(職務)

第24条 苦情処理委員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 前条第2項の規定に基づき苦情がある旨の申出があった場合において必要に応じて、前条第1項の施策を行う機関(以下「機関」という。)に対し説明を求め、その保有する関係書類その他の記録を閲覧し、又はその写しの提出を求め、調査すること。
- (2) 前号の調査を行う場合、必要があると認めるときは、当該機関に出席を求め、事情を聴くこと。
- (3) 前2号の調査の結果、必要があると認めるときは、当該機関に是正その他の措置をとるように勧告等を行うこと。
- (4) 前号の勧告等が行われた場合において、当該機関に改善がみられない場合、事情を聴取した上で、正当な理由がないと認められるときは、その旨を公表すること。
- (5) 前条第2項の規定に基づき人権を侵害された旨の申出があった場合において、関係者に対し、その協力を得た上で資料の提出及び説明を求め、必要に応じて、出席を求めて事情を聴き、必要があると認めるときは、当該関係者に助言、是正の要望等を行うこと。

(定数等)

- 第25条 苦情処理委員の定数は、3人以内とし、男女共同参画の推進に関し優れた 識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。この場合において、男女いずれか一 方の性で占めてはならない。
- 2 苦情処理委員は、地方公共団体の議会の議員若しくは長又は政党その他の政治的 団体の役員を兼ねることができない。
- 3 苦情処理委員の任期は、2年とし再任を妨げない。ただし、3期を限度とする。
- 4 補欠の苦情処理委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 市長は、苦情処理委員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるとき、 又は苦情処理委員に職務上の義務違反その他苦情処理委員たるに適しない非行があ ると認めるときは、これを解嘱することができる。
- 6 市長は、苦情処理委員がその職務遂行上に必要があると認めた場合、苦情処理委 員の職務を補助する者を置くことができる。

(責務)

第26条 苦情処理委員及び補助する者は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

第27条 この章に定めるもののほか、苦情の処理に関し、必要な事項は規則で定める。

第4章 行橋市男女共同参画審議会

(審議会の設置)

- 第28条 市に、行橋市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。
- 2 審議会は、次に掲げる事務を行う。
 - (1) 市長の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議し、及び意見を述べること。
 - (2) 男女共同参画基本計画に基づき、市が実施する男女共同参画社会の形成に関する施策の実施状況について意見を述べること。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、この条例の規定により、その権限に属させられた 事務
- 3 審議会は、委員10人以内で組織する。
- 4 女性委員の数は、委員の総数の2分の1未満であってはならない。
- 5 特別の事項を調査審議させるため、必要があるときは、審議会に臨時委員を置く ことができる。臨時委員は、特別の事項に関する調査審議が終了したとき、任務を 終えるものとする。
- 6 委員及び臨時委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。
 - (1) 学識経験者
 - (2) 事業者が推薦する者
 - (3) 公募市民
- 7 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 8 委員は、再任されることができる。ただし、2期までとする。
- 9 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第5章 雜則

(委任)

第29条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
 - (行橋市男女共同参画推進会議設置条例の廃止)
- 2 行橋市男女共同参画推進会議設置条例(平成12年行橋市条例第1号)は、廃止する。

2. 行橋市男女共同参画推進本部設置要綱

平成16年8月2日告示第59号

行橋市男女共同参画推進本部設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、男女共同参画社会の実現に向けて、行橋市男女共同参画推進本部(以下「推進本部」という。)を置き、男女共同参画の推進に関する計画の策定及び諸施策の総合的かつ効果的な推進に資することを目的とする。

(所掌事務)

- 第2条 推進本部は、次の各号に掲げる事務を所掌する。
 - (1) 男女共同参画社会の実現に係る基本方針及び重要事項に関すること。
 - (2) 男女共同参画社会の実現に係る計画の策定及び総合的な推進に関すること。
 - (3) 男女共同参画社会の実現に係る計画の進行管理に関すること。
 - (4) 男女共同参画社会の実現に係る施策の推進及び調整に関すること。
 - (5) 男女共同参画社会の実現に係る総合的調査、啓発及び広報に関すること。
 - (6) その他、男女共同参画社会の実現に係る必要な事項に関すること。

(組織)

- 第3条 推進本部は、市長、副市長、教育長、部長の職にある者をもって組織する。
- 2 推進本部に本部長及び副本部長を置く。
- 3 本部長には市長を、副本部長には副市長をもって充てる。 (本部長及び副本部長)
- 第4条 本部長は、推進本部を代表し、推進本部の会務を総理する。
- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき又は欠けたときは、その 職務を代理する。

(会議)

- 第5条 推進本部の会議(以下「推進本部会議」という。)は、必要に応じて本部長が招集する。
- 2 推進本部会議の議長は、本部長がこれに当たる。
- 3 本部長は、必要があると認めるときは、推進本部会議に本部員以外の関係職員の 出席を求め、資料の提出又は意見聴取をすることができる。

(幹事会)

- **第6条** 推進本部に、その事務を補佐するために、男女共同参画推進幹事会(以下「幹事会 | という。)を置く。
- 2 幹事会は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 男女共同参画社会の実現に係る計画の具体的進行管理に関すること。
- (2) 男女共同参画社会の実現に係る具体的施策の推進に関すること。
- (3) 男女共同参画社会の実現に係る具体的施策の連絡調整に関すること。
- (4) その他、男女共同参画社会の実現に必要な事項の推進に関すること。
- 3 幹事会は、課長の職にある者を男女共同参画推進幹事(以下「幹事」という。)とし、 これをもって組織する。
- 4 幹事会には幹事長を置き、総合政策課長をもって充てる。
- 5 幹事長は、幹事会を代表し、幹事会の会務を総理する。
- 6 幹事会の会議(以下「幹事会議」という。)は、必要に応じて幹事長が招集し、 その議長となる。
- 7 幹事長は、幹事会の内容を推進本部に報告し、必要な指示を受けるものとする。
- 8 幹事長は、必要があると認めるときは、幹事会議に幹事以外の関係職員の出席を 求め、資料の提出又は意見聴取をすることができる。
- 9 推進本部会議に付する事案は、幹事会議に付さなければならない。 (部会)
- **第7条** 幹事長は、専門的事項について調査及び検討するため、必要に応じて幹事会に部会をおくことができる。
- 2 部会は、幹事長が指名する幹事をもって組織する。
- 3 部会の活動に関し必要な事項は、幹事長が定める。
- 4 部会には部会長を置き、当該部会に属する幹事の互選により定める。
- 5 部会の会議は、部会長が招集し、その議長となる。 (推進委員会)
- 第8条 推進本部に、幹事会の補助機関として男女共同参画推進委員会(以下「推進委員会」という。)を置く。
- 2 推進委員会は、次の各号に掲げる事務を所掌する。
 - (1) 男女共同参画社会の実現に係る具体的施策の協議及び推進に関すること。
 - (2) 男女共同参画社会の実現に係る調査及び研究に関すること。
 - (3) 男女共同参画社会の実現に係る啓発に関すること。
 - (4) その他、男女共同参画社会の実現に必要な事項の推進に関すること。
- 3 推進委員会は、別表にある各部署から推薦された者で、係長相当職を含む職員の 者の中から30人以内の男女共同参画推進委員(以下「推進委員」という。)をもって組織する。ただし、推進委員の構成員については、概ね一方の性が2分の1未満であってはならない。
- 4 推進委員会には委員長を置き、推進委員の互選によって定める。

- 5 委員長は、推進委員会を代表し、推進委員会の会務を総理する。
- 6 推進委員会の会議(以下「推進委員会議」という。)は、必要に応じて委員長が 招集し、その議長となる。
- 7 委員長は、推進委員会の内容を推進本部及び幹事会に報告し、必要な指示を受けるものとする。
- 8 委員長は、必要があると認めるときは、推進委員会議に委員以外の関係職員の出 席を求め、資料提出又は意見聴取をすることができる。
- 9 推進委員の任期は2年とする。ただし、推進委員が任命されたときの要件を欠く に至った場合は、推進委員の職を失うものとする。
- 10 後任推進委員の任期は、前任推進委員の残任期間とする。

(庶務)

第9条 推進本部の庶務は、総務部総合政策課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部 長が別に定める。

附則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成 17 年 5 月 11 日告示第 44 号)

この告示は、公布の日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則(平成19年3月27日告示第20号)

(施行期日)

1 この告示は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現に在職する収入役が、地方自治法の一部を改正する法律(平成18年法律第53号) 附則第3条第1項の規定により在職する期間については、改正後の第3条第1項の規定は適用せず、改正前の第3条第1項の規定はなおその効力を有する。この場合において、改正前の第3条第1項中「助役」とあるのは「副市長」とする。

附 則 (平成 22 年 9 月 22 日告示第 79 号)

この告示は、平成22年9月26日から施行する。

附 則 (平成 24 年 3 月 22 日告示第 26 号)

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成 26 年 9 月 24 日告示第 101 号抄)

(施行期日)

1 この告示は、平成26年10月1日から施行する。

別表 (第8条関係)

推進委員一覧表

1	総務部	5人	(男性2	女性3)
2	市民部	4人	(男性2	女性2)
3	福祉部	4人	(男性2	女性2)
4	都市整備部	4人	(男性2	女性2)
5	産業振興部	4人	(男性2	女性2)
6	環境水道部	2人	(男性1	女性1)
7	教育部	4人	(男性2	女性2)
8	議会事務局	1人		
9	監査委員·選挙管理委員会·農業委員会· 会計課	1人		
10	消防本部	1人		

3. 行橋市男女共同参画審議会委員名簿

任期: 平成 26 年 7 月 14 日~平成 28 年 7 月 13 日

	氏 名	所 属 等
副会長	大島 雅宏	(教育分野) 行橋中学校校長
	神田 雅一	(労働分野) 九州電力株式会社 行橋営業所
	熊谷 則子	(家庭分野) 行橋男女共同参画ネット
	斎藤 裕子	(公募)
	西本 祥子	(学識経験者) 北九州市立男女共同参画センター ムーブ所長
会 長	毛利 明法	(学識経験者) 行橋市人権擁護委員

(50音順・敬称略)

男女共同参画推進アドバイザー

氏 名	所 属 等	
倉富 史枝	NPO法人福岡ジェンダー研究所	理事

4. 計画策定の経過

4. 可凹水足以胜迎							
年	月	内容					
平成 26 年度	7月11日 ~25日	市民意識調査実施					
	7月25日	第1回 男女共同参画審議会 ・委嘱状交付 ・諮問書提出 ・行橋市における男女共同参画推進行政の現状及び第 2次プランについて ・第3次プラン策定スケジュールについて					
	8~11月	市民意識調査結果分析					
	12月8日	第2回 男女共同参画審議会 ・市民意識調査報告について ・第2次プラン進捗状況について ・第3次プラン基本構想(素案)について					
	1月	各課ヒアリング実施					
	1月26日	第3回 男女共同参画審議会 ・第3次プラン基本構想(素案)について					
	2月2日 ~23日	パブリックコメントの募集					
	2月21日	市民の意見を聴く会 開催					
	3月4日	第4回男女共同参画審議会 · 答申					

5. 諮 問 書

26行人第298号 平成26年7月25日

行橋市男女共同参画審議会 会長 毛 利 明 法 様

行橋市長 田 中 純

第3次行橋市男女共同参画プランの策定について(諮問)

行橋市男女共同参画を推進する条例第28条第2項の規定に基づき、第3次行橋市 男女共同参画プランの策定に関し、貴審議会の意見を求めます。

6. 答 申 書

平成27年3月4日

行橋市長 田 中 純 様

行橋市男女共同参画審議会 会 長 毛 利 明 法

第3次行橋市男女共同参画プランについて(答申)

行橋市男女共同参画を推進する条例第28条第2項の規定に基づき、平成26年7月25日付26行人第298号により諮問を受けた第3次行橋市男女共同参画プランについて、審議を行った結果、下記の意見を附して別添のとおり「第3次行橋市男女共同参画プラン」として答申します。

記

行橋市においては、これまで「行橋市男女共同参画を推進する条例」の基本理念に 基づき、男女共同参画への積極的な推進に取り組んでこられました。

平成26年7月に実施された「行橋市男女共同参画社会に関する市民意識調査」の結果からは、前回と比べ固定的な性別役割分担意識が薄れ、男女共同参画が進んでいる状況が見られる一方、いまだ社会制度や慣行において男女の間に不平等感が残っている現状も見られます。働き方の見直しなども含め、今後も継続した広報及び啓発・教育の推進が必要であると考えます。

また、各種ハラスメントや親密な関係にある男女間の暴力は、重大な人権侵害であり、男女共同参画社会の実現を妨げるものでもあります。市民意識調査の結果では、暴力防止のための優先的課題として、相談・保護体制や窓口の充実への要望が多くありました。引き続き、暴力やハラスメント防止のための啓発及び支援体制の充実を図る必要があると考えます。

市長におかれましては、プランで掲げる将来像「ともに支え 認め合い 誰もが活躍できるまち ゆくはし」の実現を目指し、市民とともに男女共同参画社会の早期実現に向けて取り組んでいただくことを願っております。

7. 関連諸法

○男女共同参画社会基本法

(平成十一年六月二十三日 法律第七十八号)

目次

前文

第一章 総則 (第一条—第十二条)

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策 (第十三条-第二十条)

第三章 男女共同参画会議 (第二十一条—第二十八条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

- 第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
 - 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、 男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割 分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女 共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が 男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨と

して、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、 家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当 該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんが み、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の青務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

- 第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。 (国民の責務)
- 第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、 男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

- 第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の 形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。
- 2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

- 第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定 めなければならない。
- 2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進 するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を 公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

- 第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。
- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策 の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を 総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域にお ける男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画 計画」という。)を定めるように努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、 及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切 な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が 男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講 ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

- 第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
 - 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
 - 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の 促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
 - 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
 - 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び 関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
- 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の 四未満であってはならない。
- 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

- 第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残 任期間とする。
- 2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

- 第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。
- 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項 は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

○配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平成十三年四月十三日 法律第三十一号)

目次

前文

第一章 総則 (第一条・第二条)

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等 (第二条の二・第二条の三)

第二章 配偶者暴力相談支援センター等 (第三条-第五条)

第三章 被害者の保護 (第六条―第九条の二)

第四章 保護命令 (第十条—第二十二条)

第五章 雜則 (第二十三条—第二十八条)

第五章の二 補則 (第二十八条の二)

第六章 罰則 (第二十九条・第三十条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現 に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

(定義)

- 第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。)をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。
- 2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。
- 3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を 含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離 婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを 含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

- 第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣(以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。)は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針(以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。)を定めなければならない。
- 2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町 村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。
 - 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
 - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

- 3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長 に協議しなければならない。
- 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。 (都道府県基本計画等)
- 第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者 の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という。) を定めなければならない。
- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
 - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画 (以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、 これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

- 第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配 偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。
- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務 を行うものとする。
 - 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を 紹介すること。
 - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
 - 三 被害者(被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
 - 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他 の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。
- 3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前 二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。
- 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)、警察官職務執行法(昭和二十三年法律第百三十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その 他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図 りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を 受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者 (配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫 (被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。)を受けた者に限る。以下この章において同じ。)が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力 (配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力 (配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者 (配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第

三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。) に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時において被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
- 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。
 - 一 面会を要求すること。
 - 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
 - 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
 - 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
 - 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 八 その性的羞(しゆう)恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的 羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子(以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。)と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。
- 4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者(被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。)の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。
- 5 前項の申立ては、当該親族等(被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。)の同意(当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意)がある場合に限り、することができる。

(管轄裁判所)

- 第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所(日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所)の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。
- 2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることが できる。
 - ー 申立人の住所又は居所の所在地
 - 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

(保護命令の申立て)

- 第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令(以下「保護命令」という。)の申立ては、次 に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。
 - 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
 - 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいと認めるに足りる申立ての時における事情
 - 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
 - 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
 - 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
 - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
 - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
 - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
 - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容
- 2 前項の書面(以下「申立書」という。)に同項第五号イから二までに掲げる事項の記載がない場合には、 申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人 法(明治四十一年法律第五十三号)第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。 (迅速な裁判)
- 第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

(保護命令事件の審理の方法)

- 第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。
- 2 申立書に第十二条第一項第五号イから二までに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配 偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求め た際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合 において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。
- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長 又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書 面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

- 第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経 ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。
- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を 管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニま

でに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、 当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター(当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは 保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター)の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

- 第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。
- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第 二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも 命じなければならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項 までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

- 第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該 保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命 令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第 一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後に おいて、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がな いことを確認したときも、同様とする。
- 2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。
- 3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。
- (第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)
- 第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。
- 2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは 謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができ る。ただし、相手方にあっては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその 職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務 する法務事務官に第十二条第二項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の 認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成八年法律第百九号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

- 第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において 「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等 を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘 密の保持に十分な配慮をしなければならない。
- 2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解 を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及 び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の 更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並び に被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う 民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

- 第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。
 - 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用 (次号に掲げる費用を除く。)
 - 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用
 - 三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
 - 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければ ならない。

(国の負担及び補助)

- 第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、 同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。
- 2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。
 - 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
 - 二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者(第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。)
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規 定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、 第十二条第一項第一号から 第四号まで及び第十八条第 一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が 取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場 合

第六章 罰則

- 第二十九条 保護命令(前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。)に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。
- 第三十条 第十二条第一項 (第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。) 又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項 (第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。) の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第七条、第九条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案 し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

○女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約

(昭和六十年七月一日 条約第七号)

この条約の締約国は、

国際連合憲章が基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の権利の平等に関する信念を改めて確認していることに留意し、

世界人権宣言が、差別は容認することができないものであるとの原則を確認していること、並びにすべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であること並びにすべての人は性による差別その他のいかなる差別もなしに同宣言に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明していることに留意し、

人権に関する国際規約の締約国がすべての経済的、社会的、文化的、市民的及び政治的権利の享有について男女に平等の権利を確保する義務を負つていることに留意し、

国際連合及び専門機関の主催の下に各国が締結した男女の権利の平等を促進するための国際条約を考慮し、 更に、国際連合及び専門機関が採択した男女の権利の平等を促進するための決議、宣言及び勧告に留意し、 しかしながら、これらの種々の文書にもかかわらず女子に対する差別が依然として広範に存在していること を憂慮し、

女子に対する差別は、権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反するものであり、女子が男子と 平等の条件で自国の政治的、社会的、経済的及び文化的活動に参加する上で障害となるものであり、社会及び 家族の繁栄の増進を阻害するものであり、また、女子の潜在能力を自国及び人類に役立てるために完全に開発 することを一層困難にするものであることを想起し、

窮乏の状況においては、女子が食糧、健康、教育、雇用のための訓練及び機会並びに他の必要とするものを享受する機会が最も少ないことを憂慮し、

衡平及び正義に基づく新たな国際経済秩序の確立が男女の平等の促進に大きく貢献することを確信し、

アパルトヘイト、あらゆる形態の人種主義、人種差別、植民地主義、新植民地主義、侵略、外国による占領及び支配並びに内政干渉の根絶が男女の権利の完全な享有に不可欠であることを強調し、

国際の平和及び安全を強化し、国際緊張を緩和し、すべての国(社会体制及び経済体制のいかんを問わない。)の間で相互に協力し、全面的かつ完全な軍備縮小を達成し、特に厳重かつ効果的な国際管理の下での核軍備の縮小を達成し、諸国間の関係における正義、平等及び互恵の原則を確認し、外国の支配の下、植民地支配の下又は外国の占領の下にある人民の自決の権利及び人民の独立の権利を実現し並びに国の主権及び領土保全を尊重することが、社会の進歩及び発展を促進し、ひいては、男女の完全な平等の達成に貢献することを確認し、

国の完全な発展、世界の福祉及び理想とする平和は、あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最 大限に参加することを必要としていることを確信し、

家族の福祉及び社会の発展に対する従来完全には認められていなかつた女子の大きな貢献、母性の社会的 重要性並びに家庭及び子の養育における両親の役割に留意し、また、出産における女子の役割が差別の根拠と なるべきではなく、子の養育には男女及び社会全体が共に責任を負うことが必要であることを認識し、

社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要であることを認識し、

女子に対する差別の撤廃に関する宣言に掲げられている諸原則を実施すること及びこのために女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための必要な措置をとることを決意して、

次のとおり協定した。

第一部

第一条

この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であつて、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子(婚姻をしているかいないかを問わない。)が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。

第二条

締約国は、女子に対するあらゆる形態の差別を非難し、女子に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意し、及びこのため次のことを約束する。

- (a) 男女の平等の原則が自国の憲法その他の適当な法令に組み入れられていない場合にはこれを定め、かつ、男女の平等の原則の実際的な実現を法律その他の適当な手段により確保すること。
- (b) 女子に対するすべての差別を禁止する適当な立法その他の措置(適当な場合には制裁を含む。)をとること。
- (c) 女子の権利の法的な保護を男子との平等を基礎として確立し、かつ、権限のある自国の裁判所その他の公の機関を通じて差別となるいかなる行為からも女子を効果的に保護することを確保すること。
- (d) 女子に対する差別となるいかなる行為又は慣行も差し控え、かつ、公の当局及び機関がこの義務に従って行動することを確保すること。
- (e) 個人、団体又は企業による女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとること。
- (f) 女子に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し又は廃止するためのすべての適当な措置(立法を含む。)をとること。
- (g) 女子に対する差別となる自国のすべての刑罰規定を廃止すること。

第三条

締約国は、あらゆる分野、特に、政治的、社会的、経済的及び文化的分野において、女子に対して男子との平等を基礎として人権及び基本的自由を行使し及び享有することを保障することを目的として、女子の完全な能力開発及び向上を確保するためのすべての適当な措置(立法を含む。)をとる。

第四条

- 1 締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない。ただし、その結果としていかなる意味においても不平等な又は別個の基準を維持し続けることとなつてはならず、これらの措置は、機会及び待遇の平等の目的が達成された時に廃止されなければならない。
- 2 締約国が母性を保護することを目的とする特別措置(この条約に規定する措置を含む。)をとることは、差別と解してはならない。

第五条

締約国は、次の目的のためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 両性いずれかの劣等性若しくは優越性の観念又は男女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習その他あらゆる慣行の撤廃を実現するため、男女の社会的及び文化的な行動様式を修正すること。
- (b) 家庭についての教育に、社会的機能としての母性についての適正な理解並びに子の養育及び発育における男女の共同責任についての認識を含めることを確保すること。あらゆる場合において、子の利益は最初に考慮するものとする。

第六条

締約国は、あらゆる形態の女子の売買及び女子の売春からの搾取を禁止するためのすべての適当な措置(立法を含む。)をとる。

第二部

第七条

締約国は、自国の政治的及び公的活動における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置を とるものとし、特に、女子に対して男子と平等の条件で次の権利を確保する。

- (a) あらゆる選挙及び国民投票において投票する権利並びにすべての公選による機関に選挙される資格 を有する権利
- (b) 政府の政策の策定及び実施に参加する権利並びに政府のすべての段階において公職に就き及びすべての公務を遂行する権利
- (c) 自国の公的又は政治的活動に関係のある非政府機関及び非政府団体に参加する権利

締約国は、国際的に自国政府を代表し及び国際機関の活動に参加する機会を、女子に対して男子と平等の 条件でかついかなる差別もなく確保するためのすべての適当な措置をとる。

第九条

- 1 締約国は、国籍の取得、変更及び保持に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。締約国は、特に、 外国人との婚姻又は婚姻中の夫の国籍の変更が、自動的に妻の国籍を変更し、妻を無国籍にし又は夫の国 籍を妻に強制することとならないことを確保する。
- 2 締約国は、子の国籍に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。

第三部

第十条

締約国は、教育の分野において、女子に対して男子と平等の権利を確保することを目的として、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保することを目的として、女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 農村及び都市のあらゆる種類の教育施設における職業指導、修学の機会及び資格証書の取得のための同一の条件。このような平等は、就学前教育、普通教育、技術教育、専門教育及び高等技術教育並びにあらゆる種類の職業訓練において確保されなければならない。
- (b) 同一の教育課程、同一の試験、同一の水準の資格を有する教育職員並びに同一の質の学校施設及び 設備を享受する機会
- (c) すべての段階及びあらゆる形態の教育における男女の役割についての定型化された概念の撤廃を、この目的の達成を助長する男女共学その他の種類の教育を奨励することにより、また、特に、教材用図書及び指導計画を改訂すること並びに指導方法を調整することにより行うこと。
- (d) 奨学金その他の修学援助を享受する同一の機会
- (e) 継続教育計画(成人向けの及び実用的な識字計画を含む。)、特に、男女間に存在する教育上の格差をできる限り早期に減少させることを目的とした継続教育計画を利用する同一の機会
- (f) 女子の中途退学率を減少させること及び早期に退学した女子のための計画を策定すること。
- (g) スポーツ及び体育に積極的に参加する同一の機会
- (h) 家族の健康及び福祉の確保に役立つ特定の教育的情報(家族計画に関する情報及び助言を含む。)を 享受する機会

第十一条

- 1 締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、雇用の分野 における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。
 - (a) すべての人間の奪い得ない権利としての労働の権利
 - (b) 同一の雇用機会(雇用に関する同一の選考基準の適用を含む。)についての権利
 - (c) 職業を自由に選択する権利、昇進、雇用の保障並びに労働に係るすべての給付及び条件についての権利並びに職業訓練及び再訓練(見習、上級職業訓練及び継続的訓練を含む。)を受ける権利
 - (d) 同一価値の労働についての同一報酬(手当を含む。)及び同一待遇についての権利並びに労働の質の 評価に関する取扱いの平等についての権利
 - (e) 社会保障(特に、退職、失業、傷病、障害、老齢その他の労働不能の場合における社会保障)についての権利及び有給休暇についての権利
 - (f) 作業条件に係る健康の保護及び安全(生殖機能の保護を含む。)についての権利
- 2 締約国は、婚姻又は母性を理由とする女子に対する差別を防止し、かつ、女子に対して実効的な労働の権利を確保するため、次のことを目的とする適当な措置をとる。
 - (a) 妊娠又は母性休暇を理由とする解雇及び婚姻をしているかいないかに基づく差別的解雇を制裁を課して禁止すること。
 - (b) 給料又はこれに準ずる社会的給付を伴い、かつ、従前の雇用関係、先任及び社会保障上の利益の喪失を伴わない母性休暇を導入すること。
 - (c) 親が家庭責任と職業上の責務及び社会的活動への参加とを両立させることを可能とするために必要な補助的な社会的サービスの提供を、特に保育施設網の設置及び充実を促進することにより奨励すること。
 - (d) 妊娠中の女子に有害であることが証明されている種類の作業においては、当該女子に対して特別の保護を与えること。
- 3 この条に規定する事項に関する保護法令は、科学上及び技術上の知識に基づき定期的に検討するものとし、 必要に応じて、修正し、廃止し、又はその適用を拡大する。

第十一条

- 1 締約国は、男女の平等を基礎として保健サービス(家族計画に関連するものを含む。)を享受する機会を 確保することを目的として、保健の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置を とる。
- 2 1の規定にかかわらず、締約国は、女子に対し、妊娠、分べん及び産後の期間中の適当なサービス(必要な場合には無料にする。) 並びに妊娠及び授乳の期間中の適当な栄養を確保する。

第十三条

締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、他の経済的及び社会的活動の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 家族給付についての権利
- (b) 銀行貸付け、抵当その他の形態の金融上の信用についての権利
- (c) レクリエーション、スポーツ及びあらゆる側面における文化的活動に参加する権利 第十四条
- 1 締約国は、農村の女子が直面する特別の問題及び家族の経済的生存のために果たしている重要な役割(貨幣化されていない経済の部門における労働を含む。)を考慮に入れるものとし、農村の女子に対するこの条約の適用を確保するためのすべての適当な措置をとる。
- 2 締約国は、男女の平等を基礎として農村の女子が農村の開発に参加すること及びその開発から生ずる利益を受けることを確保することを目的として、農村の女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、これらの女子に対して次の権利を確保する。
 - (a) すべての段階における開発計画の作成及び実施に参加する権利
 - (b) 適当な保健サービス(家族計画に関する情報、カウンセリング及びサービスを含む。)を享受する権利
 - (c) 社会保障制度から直接に利益を享受する権利
 - (d) 技術的な能力を高めるために、あらゆる種類(正規であるかないかを問わない。)の訓練及び教育(実用的な識字に関するものを含む。)並びに、特に、すべての地域サービス及び普及サービスからの利益を享受する権利
 - (e) 経済分野における平等な機会を雇用又は自営を通じて得るために、自助的集団及び協同組合を組織する権利
 - (f) あらゆる地域活動に参加する権利
 - (g) 農業信用及び貸付け、流通機構並びに適当な技術を利用する権利並びに土地及び農地の改革並びに 入植計画において平等な待遇を享受する権利
 - (h) 適当な生活条件(特に、住居、衛生、電力及び水の供給、運輸並びに通信に関する条件)を享受する権利

第四部

第十五条

- 1 締約国は、女子に対し、法律の前の男子との平等を認める。
- 2 締約国は、女子に対し、民事に関して男子と同一の法的能力を与えるものとし、また、この能力を行使する同一の機会を与える。特に、締約国は、契約を締結し及び財産を管理することにつき女子に対して男子と 平等の権利を与えるものとし、裁判所における手続のすべての段階において女子を男子と平等に取り扱う。
- 3 締約国は、女子の法的能力を制限するような法的効果を有するすべての契約及び他のすべての私的文書(種類のいかんを問わない。)を無効とすることに同意する。
- 4 締約国は、個人の移動並びに居所及び住所の選択の自由に関する法律において男女に同一の権利を与える。 第十六条
- 1 締約国は、婚姻及び家族関係に係るすべての事項について女子に対する差別を撤廃するためのすべての適 当な措置をとるものとし、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保する。
 - (a) 婚姻をする同一の権利
 - (b) 自由に配偶者を選択し及び自由かつ完全な合意のみにより婚姻をする同一の権利
 - (c) 婚姻中及び婚姻の解消の際の同一の権利及び責任
 - (d) 子に関する事項についての親(婚姻をしているかいないかを問わない。)としての同一の権利及び責任。 あらゆる場合において、子の利益は至上である。
 - (e) 子の数及び出産の間隔を自由にかつ責任をもつて決定する同一の権利並びにこれらの権利の行使を可能にする情報、教育及び手段を享受する同一の権利
 - (f) 子の後見及び養子縁組又は国内法令にこれらに類する制度が存在する場合にはその制度に係る同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
 - (g) 夫及び妻の同一の個人的権利(姓及び職業を選択する権利を含む。)
 - (h) 無償であるか有償であるかを問わず、財産を所有し、取得し、運用し、管理し、利用し及び処分する ことに関する配偶者双方の同一の権利

2 児童の婚約及び婚姻は、法的効果を有しないものとし、また、婚姻最低年齢を定め及び公の登録所への婚姻の登録を義務付けるためのすべての必要な措置(立法を含む。)がとられなければならない。

第五部

第十七条

- 1 この条約の実施に関する進捗(ちよく)状況を検討するために、女子に対する差別の撤廃に関する委員会(以下「委員会」という。)を設置する。委員会は、この条約の効力発生の時は十八人の、三十五番目の締約国による批准又は加入の後は二十三人の徳望が高く、かつ、この条約が対象とする分野において十分な能力を有する専門家で構成する。委員は、締約国の国民の中から締約国により選出されるものとし、個人の資格で職務を遂行する。その選出に当たつては、委員の配分が地理的に衡平に行われること並びに異なる文明形態及び主要な法体系が代表されることを考慮に入れる。
- 2 委員会の委員は、締約国により指名された者の名簿の中から秘密投票により選出される。各締約国は、自国民の中から一人を指名することができる。
- 3 委員会の委員の最初の選挙は、この条約の効力発生の日の後六箇月を経過した時に行う。国際連合事務総長は、委員会の委員の選挙の日の遅くとも三箇月前までに、締約国に対し、自国が指名する者の氏名を二箇月以内に提出するよう書簡で要請する。同事務総長は、指名された者のアルファベット順による名簿(これらの者を指名した締約国名を表示した名簿とする。)を作成し、締約国に送付する。
- 4 委員会の委員の選挙は、国際連合事務総長により国際連合本部に招集される締約国の会合において行う。この会合は、締約国の三分の二をもつて定足数とする。この会合においては、出席しかつ投票する締約国の代表によつて投じられた票の最多数で、かつ、過半数の票を得た指名された者をもつて委員会に選出された委員とする。
- 5 委員会の委員は、四年の任期で選出される。ただし、最初の選挙において選出された委員のうち九人の委員の任期は、二年で終了するものとし、これらの九人の委員は、最初の選挙の後直ちに、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。
- 6 委員会の五人の追加的な委員の選挙は、三十五番目の批准又は加入の後、2から4までの規定に従って行う。この時に選出された追加的な委員のうち二人の委員の任期は、二年で終了するものとし、これらの二人の委員は、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。
- 7 締約国は、自国の専門家が委員会の委員としての職務を遂行することができなくなつた場合には、その空席を補充するため、委員会の承認を条件として自国民の中から他の専門家を任命する。
- 8 委員会の委員は、国際連合総会が委員会の任務の重要性を考慮して決定する条件に従い、同総会の承認 を得て、国際連合の財源から報酬を受ける。
- 9 国際連合事務総長は、委員会がこの条約に定める任務を効果的に遂行するために必要な職員及び便益を提供する。

第十八条

- 1 締約国は、次の場合に、この条約の実施のためにとつた立法上、司法上、行政上その他の措置及びこれらの措置によりもたらされた進歩に関する報告を、委員会による検討のため、国際連合事務総長に提出することを約束する。
 - (a) 当該締約国についてこの条約が効力を生ずる時から一年以内
 - (b) その後は少なくとも四年ごと、更には委員会が要請するとき。
- 2 報告には、この条約に基づく義務の履行の程度に影響を及ぼす要因及び障害を記載することができる。 第十九条
- 1 委員会は、手続規則を採択する。
- 2 委員会は、役員を二年の任期で選出する。

第二十条

- 1 委員会は、第十八条の規定により提出される報告を検討するために原則として毎年二週間を超えない期間 会合する。
- 2 委員会の会合は、原則として、国際連合本部又は委員会が決定する他の適当な場所において開催する。 第二十一条
- 1 委員会は、その活動につき経済社会理事会を通じて毎年国際連合総会に報告するものとし、また、締約国から得た報告及び情報の検討に基づく提案及び一般的な性格を有する勧告を行うことができる。これらの提案及び一般的な性格を有する勧告は、締約国から意見がある場合にはその意見とともに、委員会の報告

に記載する。

2 国際連合事務総長は、委員会の報告を、情報用として、婦人の地位委員会に送付する。

第二十二条

専門機関は、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の規定の実施についての検討に際し、代表を 出す権利を有する。委員会は、専門機関に対し、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の実施につい て報告を提出するよう要請することができる。

第六部

第二十三条

この条約のいかなる規定も、次のものに含まれる規定であつて男女の平等の達成に一層貢献するものに影響を及ぼすものではない。

- (a) 締約国の法令
- (b) 締約国について効力を有する他の国際条約又は国際協定

第二十四条

締約国は、自国においてこの条約の認める権利の完全な実現を達成するためのすべての必要な措置をとることを約束する。

第二十五条

- 1 この条約は、すべての国による署名のために開放しておく。
- 2 国際連合事務総長は、この条約の寄託者として指定される。
- 3 この条約は、批准されなければならない。批准書は、国際連合事務総長に寄託する。
- 4 この条約は、すべての国による加入のために開放しておく。加入は、加入書を国際連合事務総長に寄託することによつて行う。

第二十六条

- 1 いずれの締約国も、国際連合事務総長にあてた書面による通告により、いつでもこの条約の改正を要請することができる。
- 2 国際連合総会は、1の要請に関してとるべき措置があるときは、その措置を決定する。

第二十七条

- 1 この条約は、二十番目の批准書又は加入書が国際連合事務総長に寄託された日の後三十日目の日に効力を生ずる。
- 2 この条約は、二十番目の批准書又は加入書が寄託された後に批准し又は加入する国については、その批准書又は加入書が寄託された日の後三十日目の日に効力を生ずる。

第二十八条

- 1 国際連合事務総長は、批准又は加入の際に行われた留保の書面を受領し、かつ、すべての国に送付する。
- 2 この条約の趣旨及び目的と両立しない留保は、認められない。
- 3 留保は、国際連合事務総長にあてた通告によりいつでも撤回することができるものとし、同事務総長は、その撤回をすべての国に通報する。このようにして通報された通告は、受領された日に効力を生ずる。

第二十九条

- 1 この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争で交渉によつて解決されないものは、いずれかの紛争当 事国の要請により、仲裁に付される。仲裁の要請の日から六箇月以内に仲裁の組織について紛争当事国が 合意に達しない場合には、いずれの紛争当事国も、国際司法裁判所規程に従つて国際司法裁判所に紛争を 付託することができる。
- 2 各締約国は、この条約の署名若しくは批准又はこの条約への加入の際に、1の規定に拘束されない旨を宣言することができる。他の締約国は、そのような留保を付した締約国との関係において1の規定に拘束されない。
- 3 2の規定に基づいて留保を付した締約国は、国際連合事務総長にあてた通告により、いつでもその留保を 撤回することができる。

第三十条

この条約は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とし、国際 連合事務総長に寄託する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。

(昭和六○年七月一日外務省告示第一九四号で昭和六○年七月二五日に効力発生)

8. 第3次行橋市男女共同参画プラン施策項目と担当課一覧

日畑	施策の基本的方向 基本的施策 番 事業内容 担当調					
目標		基 平的	号	事 表内谷	V——, F1.	
	1. ワーク・ライフ・バ	(1) ワーク・ライフ・バラ ンスの推進	1	仕事・家庭と地域活動の両立支 援	総合政策課 男女共同参画センター 総合窓口課 生涯学習課	
			2	働き方の見直しの推進	子ども支援課 総務課 学校教育課 企業立地課	
	ランスのとれる体制づ くり		3	子育て支援の充実	子ども支援課	
		(2) ともに担う育児・介護	4	介護体制の充実	介護保険課	
I 互 い		等の支援体制の充実	5	ボランティアの育成支援	総合政策課 男女共同参画センター 子ども支援課 介護保険課 全課	
-	2. 男女共同参画の視点 に立った労働条件の整 備	(1) 誰もが働きやすい労働 条件の整備	6	農・漁業・商工自営業で働く人々 の労働条件・生活環境の改善	商業観光課 農林水産課	
立し支			7	雇用労働者の労働条件の改善促 進および相談体制の充実	総合政策課 男女共同参画センター 企業立地課	
え合う			8	非正規労働者などの労働条件の 改善促進	企業立地課	
に自立し支え合う社会づくり		(2) 女性への再就職支援体 制の推進	9	再就職のための情報提供および 相談体制の充実	総合政策課 男女共同参画センター 企業立地課	
4			10	就業支援技術取得講座の開催	総合政策課 男女共同参画センター 企業立地課	
		(1) 高齢者・障がい者への 安全・安心な生活の支援	11	高齢者福祉施策の推進	介護保険課 地域福祉課	
	3. 多様な人々への安全・ 安心な生活の支援		12	障がい者福祉施策の推進	地域福祉課 子ども支援課	
			13	相談体制の充実	地域福祉課 (社会福祉協議会) 子ども支援課	
		(2) 多様な人々への自立支援の充実	14	ひとり親家庭への自立支援	生活支援課 人権政策課 子ども支援課	
			15	外国人の安全・安心な環境づく り	総合窓口課	

目標	施策の基本的方向	基本的施策	番号	事業内容	担当課
-	1. あらゆる人権侵害根 絶への取り組み	(1) セクシュアル・ハラス	16	セクシュアル・ハラスメント等 防止のための啓発	総合政策課 男女共同参画センター 人権政策課
I		メント等の防止と対策の 充実	17	防止に向けた研修などの実施	人権政策課 総務課 学校教育課
人ひとり		(2) 性暴力などの被害防止 に向けた啓発	18	性犯罪などの被害防止に向けた 啓発	総合政策課 男女共同参画センター 人権政策課 学校教育課
が認め合い		(1) DV 防止のための教育・ 啓発の促進	19	市民・関係機関への広報・啓発	人権政策課 総合政策課 男女共同参画センター 指導室 子ども支援課
尊重	2. DV 対策の充実(行	(2) 相談体制の充実	20	相談体制の整備・充実	人権政策課 子ども支援課
単しあう	橋市 DV 防止基本計画)	(3) 被害者の自立支援の充 実	21	被害者への多様な支援の充実	人権政策課 子ども支援課 総合政策課 男女共同参画センター
しあう環境づくり		(4) 推進体制の整備	22	関係機関および庁内での連携強 化	人権政策課 子ども支援課 総合政策課 男女共同参画センター
(i)	3. 生涯を通じた健康づ くりの推進	(1) 生涯を通じた健康づく り支援	23	疾病予防や健康管理の啓発活動・健康相談の充実	地域福祉課 子ども支援課 生涯学習課 指導室
	1. 男女共同参画に関する意識の浸透	(1) 広報・啓発活動および 情報提供の推進	24	啓発活動の推進	総合政策課 男女共同参画センター 人権政策課 生涯学習課
あら			25	広報および情報発信の充実	総合政策課 男女共同参画センター 人権政策課 生涯学習課
ゆる年代			26	条例・男女共同参画を推進する 日・月間の周知	総合政策課 男女共同参画センター 人権政策課 生涯学習課
におけ		(2) 男女共同参画に関する	27	男女共同参画研修の実施	総合政策課 男女共同参画センター 人権政策課
る男女		調査・研修の充実	28	事業者における男女共同参画状 況の調査	総合政策課 男女共同参画センター 契約検査課
共同		(1) 教育現場における男女 共同参画の推進	29	幼児保育における男女共同参画 の推進	子ども支援課
参画			30	学校教育における男女共同参画 の推進	指導室
る男女共同参画の意識づくり	2. 男女共同参画教育の 充実		31	保護者への啓発	子ども支援課 学校教育課 生涯学習課
			32	教職員研修の実施	子ども支援課 学校教育課 人権政策課 指導室
		(2) 個性と能力に応じた進 路指導の促進	33	進路指導内容の充実	指導室

目標	施策の基本的方向	基本的施策	番号	事業内容	担当課
N	1. 地域社会における男 女共同参画の促進	(1) 男女共同参画の視点に よる安全・安心のまちづくり	34	災害時の救助・支援対応への配 慮	総務課 消防本部
だれよ			35	地域の防災活動への女性参画の 拡大	総務課 消防本部
だれもが平等に参画できるまちづ		(2) 地域活動団体における 男女共同参画の促進	36	団体・グループの育成支援	総合政策課 男女共同参画センター 全課
			37	自治会などの地域を担う団体へ の啓発の推進	総合政策課 男女共同参画センター 総合窓口課
できる #	2. 政策方針決定過程へ の女性参画の拡充	(1) あらゆる場における女 性の政策方針決定過程へ の参画拡充	38	市の審議会などへの女性の登用 拡大及び支援	全課
まづくり			39	女性リーダーの育成支援	総合政策課 男女共同参画センター 全課
			40	市内事業者への情報提供・啓発	総合政策課 男女共同参画センター 企業立地課

第3次行橋市男女共同参画プラン (推進体制) 施策項目と担当課一覧

目標		施策の基本的方向	基本的施策	番号	事業内容	担当課
	1.	拠点施設の充実	(1) 男女共同参画センター の充実	1	男女共同参画センターの充実	総合政策課 男女共同参画センター
	2.	計画の進行管理	(1) 計画の進行管理および 総合調整	2	計画の進行管理および進捗状況 の評価と報告	総合政策課 男女共同参画センター
				3	推進体制の充実・連携強化	総合政策課 男女共同参画センター 全課
				4	男女共同参画審議会の運営	総合政策課 男女共同参画センター
計				5	男女共同参画研修の実施	総合政策課 男女共同参画センター 総務課
画				6	女性職員の登用・参画促進	総務課 全課
の推	3. 庁内の推進体制	(1) 庁内推進体制の整備	7	相談窓口の充実	総合政策課 男女共同参画センター 総務課 指導室	
進体制			8	市民の多様な相談への対応	総合政策課 男女共同参画センター 人権政策課 地域福祉課 子ども支援課 指導室 介護保険課 企業立地課 商業観光課	
			9	適切な情報発信の推進	総合政策課 男女共同参画センター 全課	
		男女共同参画に関する	(1) 男女共同参画に関する	10	市民意識調査の実施	総合政策課 男女共同参画センター
	調	渣	調査	11	市職員等に対する意識調査	総合政策課 男女共同参画センター
		男女共同参画に関する 情	(1) 苦情処理制度の活用	12	苦情処理制度の周知・活用促進	総合政策課 男女共同参画センター

9. 用 語 解 説

あ

エンパワーメント P3

自らの意識と能力を高め、政治的、経済的、社会的および文化的に力を持った存在になること。

か

苦情処理制度 P59

市の男女共同参画政策に対する意見や男女の性差による人権侵害等に関する申し 出を受け付け、改善を図る制度。行橋市においては、「行橋市男女共同参画を推進 する条例」で規定している。

固定的役割分担意識 P38、44

(固定的な性別役割分担意識 P2、11、38)

個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと。

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(男女雇用機会均等法) P2、3

募集・採用から定年・退職・解雇に至るあらゆる段階で女性差別を禁止した法律で、 国連の女子差別撤廃条約の批准に際して整備すべき国内法の1つとして制定された。 平成9(1997)年には、差別禁止規定、職場のセクハラ防止や積極的格差是正(ポジティブ・アクション)の促進を盛り込む改正が、平成18(2006)年には、差別の禁止範囲を男女双方に拡大し、妊娠・出産等を理由とする不利益取り扱いの禁止等を盛り込む改正が行われた。

さ

ジェンダー P3、44

社会通念や慣習の中では、社会によってつくり上げられた「男性像」、「女性像」 があり、このような男性、女性の別を指し、男らしさ、女らしさといった言葉で表 現される。生まれついての生物学的性別を指すセックスとは区別される。

次世代育成支援対策推進法 P3

急速な少子化の進行に対する総合的な取り組みを推進するために平成 15 (2003) 年7月に制定された法律。この法律では、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、 育成される社会に資することを目的とする行動計画の策定を全国の市町村に義務付 け、301人以上の労働者を雇用する事業主には、仕事と子育ての両立を図るために 必要な雇用環境の整備などについて「一般事業主行動計画」を策定し、行動計画を 策定した旨を都道府県労働局に届け出ることを義務付けている(行動計画そのもの を届け出る必要はない)。

女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女子差別撤廃条約) P 2、3

法律や制度だけでなく、各国の慣習、慣行までをも含めて、あらゆる分野の女性 差別を解消することを目的として、昭和 54 (1979) 年に国連総会で採択された国際 条約。

日本では、国籍法の改正、男女雇用機会均等法の制定、学校教育における家庭科 男女共修の検討などの条件整備を行った後、昭和60(1985)年に批准された。

積極的改善措置(ポジティブ・アクション) P3

様々な分野における活動に参画する機会の男女間の格差を改善するために必要な 範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供すること(男 女共同参画社会基本法第2条第2号参照)。

た

デート DV P35

高校生や大学生などの若年層における交際相手からの DV のこと。

ドメスティック・バイオレンス (DV) P10、12、31、33、35

夫婦や恋人など親密な関係にある、又はあった相手からふるわれる暴力を指し、 家庭内の出来事で被害が潜在化することが多い。

なぐる、蹴るなどの身体的暴力だけでなく、大声でどなる、無視するなどの精神 的暴力、生活費を渡さないなどの経済的暴力、性行為を強要するなどの性的暴力も 含まれる。

DV 被害者を守るための法律として「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(DV 防止法)が平成13(2001)年10月から施行されている。

は

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律 (DV 防止法) P 2、8、31

家庭内に潜在していた配偶者からの暴力に対して、通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護救済を目的とする法律。平成25(2013)年の改正により、法律名が「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改められた。

「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が事実上離婚したと同様の事情に入ることを含む。

被害者が男性の場合もこの法律の対象となるが、被害者は、多くの場合女性であることから、女性被害者に配慮した内容の前文が置かれている。

ゃ

ユニバーサルデザイン P23

すべての人が使いやすいように意図してつくられた製品や情報、環境のデザインのこと。